

生駒市危険木伐採事業補助金の申請方法について

生駒市危険木伐採事業補助金の交付申請は、下記の要領で申請してください。

記

1. 申請にあたり、下記の間合せ先まで事前に必ずご連絡・ご相談をお願いします。
2. 提出書類
 - (1) 交付申請時
 - ① 危険木伐採事業補助金交付申請書（様式第1号）
 - ② 危険木伐採事業計画書（様式第2号）
 - ③ 危険木が存する土地の所有者であることが確認できる書類（固定資産税課税通知書の写しや登記簿謄本など）
 - ④ 危険木の伐採等に係る見積書の写し
 - ⑤ 伐採する危険木の位置図
 - ⑥ 隣接する住宅に直接重大な危険を及ぼす可能性があることが分かる危険木と住宅の写真
 - (2) 伐採事業後の実績報告時
 - ① 危険木伐採事業実績報告書（様式第4号）
 - ② 補助対象事業に要した費用の内訳を示す請求書の写し
 - ③ 補助対象事業に要した費用の支出を証する領収書及び契約書の写し
 - ④ 伐採した危険木の位置図
 - ⑤ 事業完了後の写真
 - (3) 補助金額確定後の補助金請求時
 - ① 危険木伐採事業補助金交付請求書（様式第8号）
（補助金の交付は、原則として銀行振込といたしますので金融機関名・口座番号等を記入してください。）
3. 提出場所及び問合せ先
〒630-0288 生駒市東新町8-38 生駒市 農林課 農林係
TEL0743-74-1111（内線2160）

補助金要綱 別表

(危険木 1 本あたりの補助金の上限額)

伐採方法	胸高直径	補助金の上限額
チェーンソー伐り (※1)	20センチメートル以上 40センチメートル未満	30,000円
	40センチメートル以上 65センチメートル未満	78,000円
	65センチメートル以上	203,000円
人力吊伐り (※2)	20センチメートル以上 40センチメートル未満	116,000円
	40センチメートル以上 65センチメートル未満	272,000円
	65センチメートル以上	300,000円

(※1) チェーンソー伐りの適用要件は、チェーンソーを用いて単純に樹木の幹から伐採できる作業とする。

(※2) 人力吊伐りの適用要件は、家屋等が近接しており、対象樹木の頂部から少しずつ幹を切り、切った幹をその都度、ロープに掛けて地上に下ろして伐採できる作業とする。なお、家屋等が近接するクレーン吊伐りの場合は、人力吊伐りの補助金の額を適用する。